

シルバー人材センター利用規約

第1条（利用契約）

発注者（公益財団法人こうべ産業・就労支援財団（以下「乙」という。）を通じて、乙の運営する神戸市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員（以下「会員」という。）に業務を委託する者をいう。以下「甲」という。）は、乙を通じて会員に業務委託をしようとするときは、乙との間で利用契約を締結するものとする。

第2条（利用条件）

1. 甲が乙との間で利用契約を締結する場合における利用条件は、甲と乙との間で別途合意により定めるもののほか、本規約に定めるところによる。
2. 甲は乙に対して、本規約に定めるセンターの業務（以下「センター業務」という。）の対価として、センター業務委託料（甲と乙が合意して定める金員をいう。以下同じ。）を支払うものとする。

第3条（就業条件）

1. 甲が乙を通じて会員に委託する業務（以下「会員業務」という。）に係る就業条件は、会員業務就業規約（以下「就業規約」という。）に定めるところによる。
2. 甲は、会員に対して、会員業務の対価として、就業規約に定めるところにより、会員業務委託料を支払うものとする。

第4条（受任の拒絶）

乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、受任を拒絶することができる。

- (1) 会員業務が、法令に抵触する業務又は危険を伴う業務であるとき。
- (2) 甲が、過去において業務委託契約又は利用契約に係る契約代金を支払わなかったことがあるとき。
- (3) 甲が、反社会的勢力に該当し、又は当該会員業務の受任が反社会的勢力の利益になることが判明したとき。
- (4) 甲が自ら又は第三者を利用して、会員又は乙に対して以下の各号の一に該当する行為をした場合、又は未収金があるとき。
 - ① 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ② 暴力的な要求行為

- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて乙の信用を棄損し、又は乙の事業を妨害する行為
 - ⑤ 乙の目的に反する行為
- (5) 前各号に定めるほか、乙が、会員業務の受任に支障があると判断するとき。

第5条（マッチング）

1. 甲と乙との間で利用契約が締結されたときは、乙は、会員のうちから、会員業務の内容、会員業務の実施に必要な技能等を考慮して、会員業務を実施する会員（以下「業務実施会員」という。）を選定するものとする。
2. 甲は、前項の規定により選定された業務実施会員に対して、乙を通じて会員業務を委託するものとする。

第6条（甲及び乙の責務）

1. 乙は、業務実施会員が会員業務を円滑かつ適切に実施できるよう、甲及び業務実施会員との連絡調整を行うものとする。この場合において、業務実施会員に対する連絡調整は、指揮命令に当たらない範囲で行わなければならない。
2. 乙は、センター業務の実施に当たり、関係諸法令を遵守するとともに、善良なる管理者の注意をもってセンター業務を実施するものとする。
3. 甲は、本規約に定める義務のほか、業務実施会員が会員業務を行うに当たり、業務実施会員の安全の確保その他の就業環境の整備に取り組む責務を有し、乙は、業務実施会員に対する安全教育、業務実施会員に事故が発生した場合の対応及び業務実施会員が発注者又は第三者に対して負う損害賠償責任を担保する保険の提供を行う責務を有するものとする。

第7条（センター業務委託料）

センター業務委託料を定めた後に、前項の最低賃金の改定その他事情の変更があった場合は、甲及び乙は、双方協議の上、センター業務委託料の額を変更するものとする。

第8条（請求及び支払の方法）

1. 甲は、乙による請求書の発行日から 30 日以内に、センター業務委託料を乙が指定する口座に振り込む方法により支払うものとする。
2. 前項の規定による支払に係る振込手数料は、甲が負担するものとする。

第9条（契約の解除等）

1. 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約期間中であっても、この契約を解除することができる。
 - (1) 甲がこの契約による義務を履行しないとき。
 - (2) 甲（自然人）が死亡したとき。
 - (3) 甲（法人）が解散したとき。
 - (4) 甲に対して仮差押え、差押え、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始の申立てがあったとき。
 - (5) 第4条第1号から第4号までに規定する事由に該当するとき。
2. 甲及び乙双方の責めに帰すべからざる事由により、この契約に定める条項の履行が不能となったときは、この契約は直ちに失効するものとし、相互の賠償の責めに任じないものとする。
3. 業務実施会員が、疾病、負傷、感染症罹患その他の理由で就業できない場合において、乙が他の会員に対して就業希望を募ったにも関わらず、就業を希望する会員がいなるときは、乙は、本件業務にかかる業務実施会員を選定できない旨、甲に対して通知するものとする。
4. 前項の場合において、甲は契約期間中であっても、この契約を解除することができる。ただし、乙に対して損害賠償の請求を行うことはできない。

第10条（反社会的勢力の排除）

1. 乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、その他これに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当し、又は以下の各号のいずれかに該当することが判明したときには、何らの予告を要せず、この契約を解除することができる。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき。
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を目的又は第三者に損害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき。
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
 - (5) その他役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会に非難されるべき関係を有しているとき。
2. 甲及び乙は、相手方が自ら又は第三者を利用して以下の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、何らの予告を要せず、この契約を解除することができる。
 - (1) 暴力的な要求行為

- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を棄損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 本条各号の規定により本契約を解除した場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

第 11 条（業務執行上の留意点）

甲は、本件会員業務が「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（昭和 46 年法律第 68 号）に基づいたものであることに留意するものとする。

第 12 条（権利・義務の移転の禁止）

1. 甲及び乙は、相手方からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、本規約に定める権利の全部又は一部を他に譲渡し、又は第三者のために担保に供してはならない。
2. 甲及び乙は、相手方からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、本規約に定める義務の全部又は一部を自己に代わって第三者に履行させてはならない。

第 13 条（守秘義務・個人情報管理）

1. 甲及び乙は、相手方の秘密を第三者に漏えいしてはならない。
2. 甲及び乙は、相手方又は第三者の個人情報を適正に取り扱わなければならない。
3. 前 2 項の規定は、センター業務の終了後においても、なお効力を有するものとする。

第 14 条（損害賠償）

甲及び乙は、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

第 15 条（専属的合意管轄等）

1. この利用契約又はこの利用契約に関連して生じた紛争については、乙の所在地を管轄する地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。
2. この利用契約の履行に関し、甲及び乙間で用いる言語は、日本語とする。
3. この利用契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
4. この利用契約の履行に関し、甲及び乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の

定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第67号）に定めるものとする。

5. この利用契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。

6. この利用契約は、日本国の法令に準拠するものとする。